

## 令和4年度糸満市地場産品販路拡大事業（E C等）

### 公募型プロポーザル 応募要項

#### 1 目的

本要項は、令和4年度糸満市地場産品販路拡大事業（E C等）を実施することにともない、必要な人的・物的資源を持つ事業者の支援を求めため、本事業の委託業者を選定する企画提案の公募型プロポーザルについて定めることとする。

#### 2 業務概要

##### (1) 業務の名称

令和4年度糸満市地場産品販路拡大事業（E C等）

##### (2) 業務の内容

別添「令和4年度糸満市地場産品販路拡大事業（E C等）事務委託仕様書」のとおり

##### (3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月3日

##### (4) 提案上限

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

#### 3 参加資格

本件に参加できる者は、応募書類の提出において、下記のすべての要件を満たすものとします。また、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の企業が要件を満たすものとします。

- (1) 令和4年4月1日現在で沖縄県内に本社、支社（支店）、又は営業所等を有する事業者。
- (2) 単独事業者の受託とし、共同受託ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て中又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て中又は再生手続中でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は実質的経営に関与している法人でないこと。

#### 4 日程

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| (1) 応募要領等の公表     | 令和4年7月8日(金)        |
| (2) 参加表明書提出期限    | 令和4年7月15日(金) 17時まで |
| (3) 質問事項の提出期限    | 令和4年7月15日(金) 17時まで |
| (4) 質問事項の回答      | 令和4年7月20日(水)       |
| (5) 企画提案書等の提出期限  | 令和4年7月22日(金) 17時まで |
| (6) 第1次審査通過者への通知 | 令和4年7月29日(金) 17時まで |
| (7) プレゼンテーションの審査 | 令和4年8月2日(火)        |
| (8) 審査結果通知       | 令和4年8月5日(金)        |
| (9) 委託契約の締結      | 令和4年8月初旬           |

#### 5 質問の受付

応募要項等について質問がある場合は、質問書(様式4)を電子メールにて提出してください。

##### (1) 提出期限

令和4年7月15日(金)

##### (2) 回答方法

令和4年7月20日(水)までに、プロポーザル参加者全員(参加表明書に記載された電子メールアドレス宛)に回答します。

#### 6 応募方法(応募書類の提出)

##### 【参加表明書の提出】

##### (1) 提出書類

- ① プロポーザル参加表明書(様式1)

##### (2) 提出方法

持参・郵送のいずれかとします。

##### (3) 提出先

糸満市 経済部 商工水産課 〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地

##### (4) 令和4年7月15日(金) 17時必着

##### 【企画提案書等の提出】

##### (1) 提出書類

- ① 企画提案書 ※「令和4年度糸満市地場産品販路拡大事業(EC等)事務委託仕様書」及び「審査基準」に留意して作成してください。(任意の様式で構いませんが、各項目に対応するように作成してください。)
- ② 業務実施体制(様式2)

③ 見積書（様式3）

④ 見積の内訳書（任意様式）

内訳書は直接人件費、直接経費（事業費）、一般管理費、消費税等個々に計上して、まとめて計上しないようにしてください。

i 直接人件費

※ 原則として、応募者の給与規定等に基づく給与単価(日額又は時給)を基準として積算すること。

ii 事業費

ブランディング支援、販路開拓・流通拡大支援（EC・SNSの活用等）、プロモーション活動、専門家配置、その他事業者提案業務、事業報告等に係る費用（専門家招聘、調査、テストマーケティング、コンテンツ作成、配信、印刷製本費等）

iii 再委託・外注費

受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

iv 一般管理費（「(直接人件費+直接経費)×一般管理費率」で算出すること）

※ 一般管理費率は、10%以下とすること。

⑤ 委託事業のスケジュール表（任意様式）

⑥ 団体の概要書、企業概要など（任意様式）

⑦ 登記事項証明（履歴事項全部証明書） ※3ヵ月以内に発行されたものの写し

⑧ 納税証明書 ※国税及び地方税（県税及び市町村税）の未納のない証明書

(2) 提出方法

持参・郵送のいずれかとします。

(3) 提出先

糸満市 経済部 商工水産課 〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地

(4) 提出期限

令和4年7月22日（金）17時必着

(5) 提出部数

正本1部、副本9部（写し）

## 7 選定方法

### (1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会を設置し、審査は、審査基準に基づき審査（企画提案書、プレゼンテーション、質疑等）を行い、提出された書類審査（第1次審査）及びプレゼンテーション（第2次審査）によるものとします。

第1次審査通過者は最大4者までとし、その結果は令和4年7月29日（金）までに全応募者に対して電話にて連絡します。※文書の通知も致しますがタイムラグが生じる場合があります。

第2次審査の日程等は、令和4年8月2日（火）とし、第1次審査通過者に対して上記の方法でお知らせします。

第2次審査は、第1次審査で提出された書類を基に行うものとし、提出期限後に提出された関係書類等は、審査の対象外とします。

第2次審査の評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を最優先交渉権者とし、最優先交渉権者の辞退又は市との協議が整わない場合は、次順位の応募者を委託候補者とします。

審査の結果、順位が1位の提案者の得点が、全配点の60%未満の場合は優先交渉権者としません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

### (2) プレゼンテーション審査

① 日時 令和4年8月2日（火） ※時間については、別途メールにて連絡する。

② 会場 糸満市役所3-a会議室

③ プレゼンテーション実施方法

I 1事業者あたり、プレゼンテーションの時間35分（説明20分、質疑15分）以内とする。

II 1事業者につき、最大3名までの入室を認める。

III プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみで行うこととする。（モニターの使用可）なお、追加資料は認めない。

### (3) 審査基準

本応募要項6ページをご確認ください。

### (4) 審査結果の通知

令和4年8月5日ごろ発送して郵送にて通知します。

### (5) 審査結果の公表

審査結果の通知後、市のホームページにて公表します。

## 8 契約の締結

契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに糸満市と詳細を協議したうえで

契約の締結を行うものとします。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがあります。優先交渉権者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合は、次点優先順位者と協議を行い、成立した場合には当該事業者と契約の締結を行います。

## 9 その他

- (1) 当該プロポーザルに係る経費は、すべて参加表明者の負担とします。
- (2) 参加証明書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とします。
- (3) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とします。
- (4) 提出期限以降の参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めません。
- (5) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがあります。
- (6) 委託料の前払い及び概算支払いについては、協議を行い、市が認めた場合は請求できるものとします。
- (7) 受託者は、当該業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ市と協議を行い、その承認を得る必要があります。

## 10 応募先、問合せ先

糸満市 経済部 商工水産課

〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地

電話：098-840-8137 F A X：098-840-8155

Mail：[tai.t@city.itoman.lg.jp](mailto:tai.t@city.itoman.lg.jp)

令和4年度糸満市地場産品販路拡大事業（E C等）事務委託仕様書業務委託 審査基準

審査項目	審査基準	配点
A.事業実施体制	受託者は本事業を行う上で必要な知識、ノウハウ、経験等を有しているか。	10
B.実施スケジュール	提案された事業の実施時期や全体のスケジュールは適切か。	10
C.事業費の妥当性	事業費の積算は提案された内容と整合し、実施する上で適切なものであるか。	10
D.域内事業者募集について	募集周知の方法は、域内事業者の参画意欲を向上させる内容で、具体的かつ効果的なものであるか。 ※域内事業者が集まるかの懸念がある。	10
E.人材の確保	事業を適切に執行できるよう効果的な活動計画のもと、適切な人材（講師等）を確保できるか。	10
F.マーケティング調査	県内外及び海外における市場のニーズ調査や地場産品のマーケティング調査を行い、域内事業者の特性を活かし、「稼ぐ力」を高めるための有益な情報の収集・分析ができるか。	15
G.事業者への研修、実践等	「稼ぐ力」を高めるためのブランディング、E C、SNSの活用等の成功事例を基にしたスキルアップや業務効率化に繋がるDX推進の講習や実践が効果的な内容か。	15
H.独自提案	創意工夫により「稼ぐ力」をつけるための独自提案が項目Gと連動しながら効果的な内容であるか	15
I.参加事業者へのフォローアップ体制	参加事業者の課題の抽出・分析等を行うことや、参加事業者のニーズを理解した寄り添いを図りながらのフォローアップができる体制であるか	15
J.官公庁等との実績について	過去に同種又は類似業種の実績件数や実績を基にした本市との関りについて（信頼性及び柔軟性の確認）	10
合計（120点満点）		